

一般社団法人千葉県社会福祉士会倫理委員会苦情調査実施規程

規程第30号
令和元年5月12日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）正会員に対する苦情に関する手続規則（以下「苦情手続規則」という。）に規定する調査に関する事項を定めることを目的とする。

(調査員の選任)

第2条 倫理委員会の委員長（「以下「委員長」という。」は、苦情手続規則第7条第4項に基づき倫理委員会委員（以下「倫理委員」という。）の中から、事案毎に、調査を担当する委員2名を（以下「調査員」という。）を選任する。

(委嘱書の交付)

第3条 委員長は、調査員を決定次第、速やかに調査員へ、調査事項を書面にて示した上で、委嘱書を交付しなければならない。

(調査方法)

第4条 調査員は、申立人から事情を聴取する。

2 調査員は、被申立人に直接面接し事情を聴取する。

3 調査員は、第1項及び第2項に定めた方法の他に、必要に応じて事実関係の調査を行うことができる。

(調査の実施体制)

第5条 調査員が調査を行う際は、委員長が指名する調査員1名を責任者とし、原則として2名で調査にあたるものとする。

2 委員長は、あらかじめ調査員に対し審査を行う倫理委員会の開催日程を告げ、調査完了の期限の目途を提示しなければならない。

3 調査員が調査を行う際には、第3条の委嘱書を常に携帯し、必要に応じ提示するものとする。

4 調査員は、第三者に調査を委託してはならない。

5 委員長は、調査の進捗状況等の報告を調査員に逐次求めることができる。

6 調査員は、調査従事中不測の事態が生じた場合は、速やかに委員長に報告し、対処について協議するものとする。

(調査員の任期)

第6条 調査員の任期は、苦情手続規則第14条に基づく倫理委員会での審議が終了した時点までとする。

2 調査員は、倫理委員としての任期が満了し再任されない場合においても、引き継ぎが完了するまで当該苦情案件の審査に関して倫理委員の身分を保持するものとする。

(調査報告)

第7条 調査員は、調査後速やかに各調査員の署名のある調査に関する報告書（以下「報告書」という。）を委員長に提出する。

2 調査員は、報告書の内容を倫理委員会において説明しなければならない。

3 調査員は、苦情手続規則第7条第4項に基づき委員長に提出する報告書において、以下の各事項について明らかにしなければならない。

(1) 申立人からの事情聴取の内容等

(2) 被申立人からの事情聴取の内容等

(3) 調査員の判断によりその他の者から事情聴取した場合の内容等

- (4) 苦情申立書等調査に用いた書類一式
- (5) 調査の経過
- (6) その他委員長が必要と判断し添付を指示した資料

(費用の精算及び報酬)

第8条 調査員が調査に従事するために要する費用及び報酬については、本会の「一般社団法人千葉県社会福祉士会報酬等に関する規則」（規則第4号）に基づき支給する。

(調査手当)

第9条 前条に定めるもののほか、調査員に対し、調査1件につき10,000円の手当を調査報告終了後に支給する。

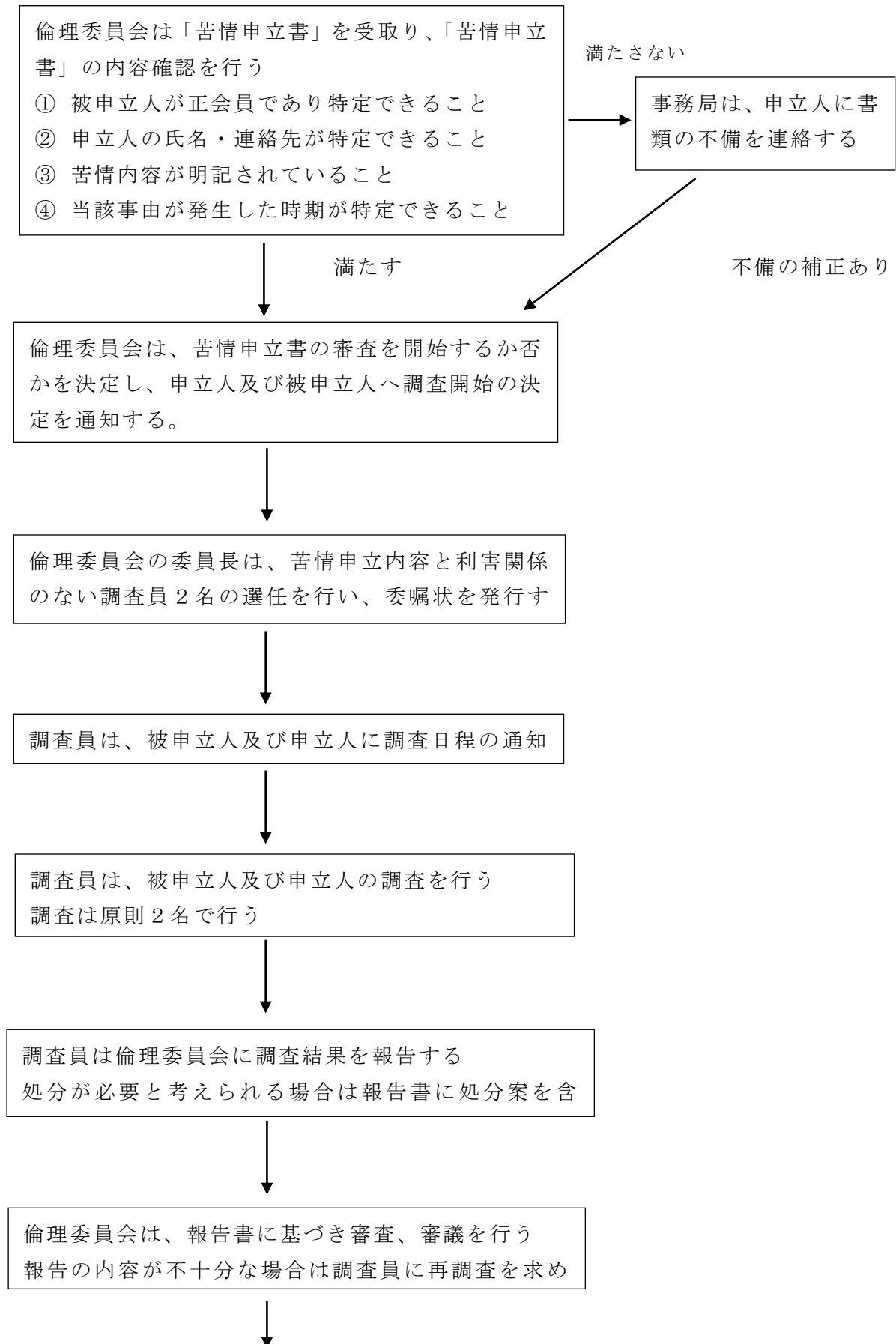
(改廃)

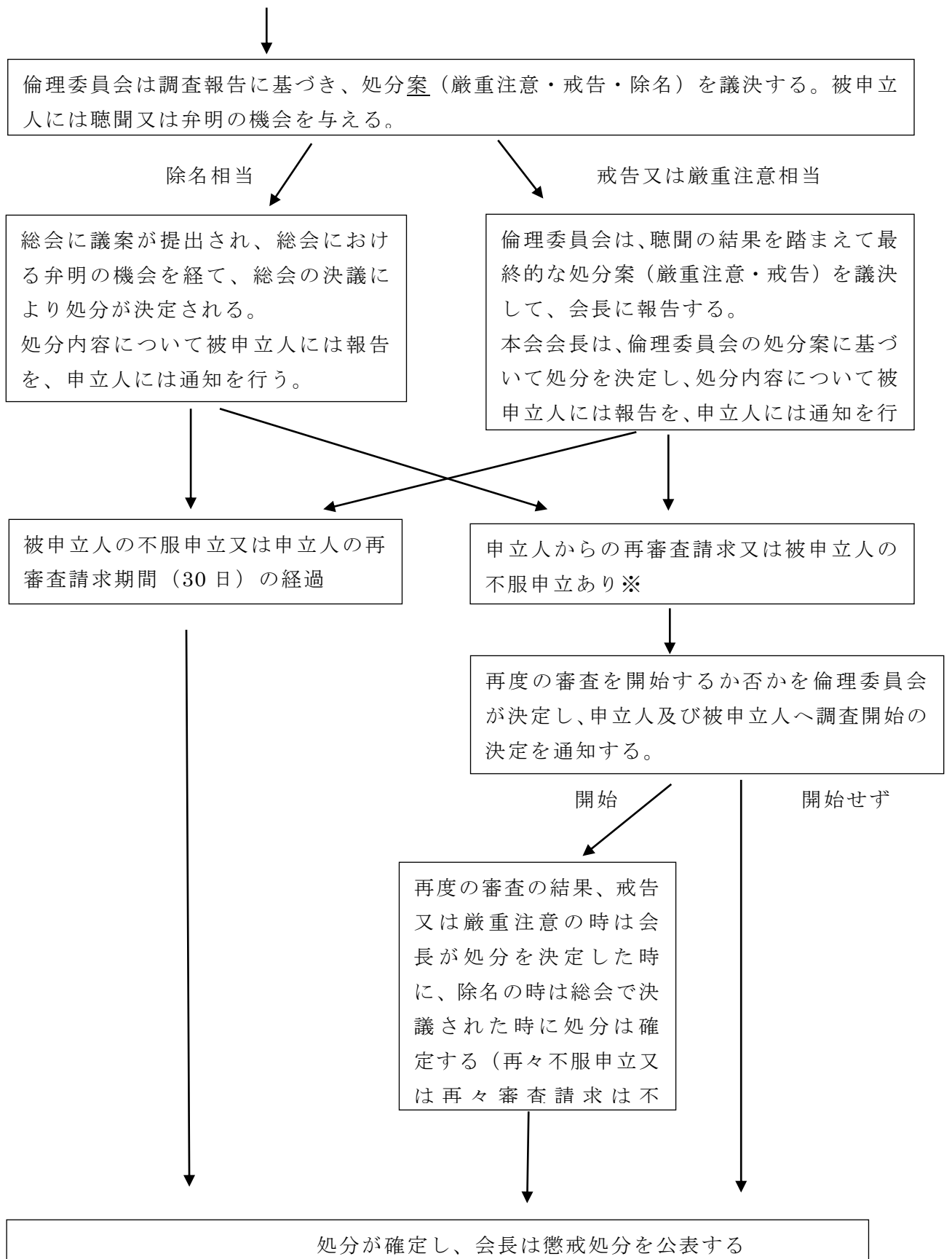
第10条 この規程を改廃するときは、倫理委員会の発議に基づき理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、令和元年5月12日より施行する。ただし、この規程施行の際に、既に手続が開始されている事案については、なお、従前の例による。

苦情申立書の受取から総会での処分確定まで





(※) 不服申立があった場合には、理事会は特別委員会を設置し、特別委員会が再審査相当と認めた場合には、再度、審査、調査、審議を行う。(特別委員会は、「一般社団法人千葉県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規程」第3条第3号により設置する。)